

- 交通事故や傷害事故など、第三者（加害者）の行為によってケガをした場合でも、国民健康保険または後期高齢者医療（以下、「国保等」という。）を使って、治療を受けることができます。

ただし、仕事上のケガなどで労災保険の適用になる場合は、国保等の使用ができません。

- 本来、治療費は加害者が過失割合に応じて負担すべきものなので、保険者が一時的に保険給付分（一部負担金を除く。）を立替払いし、後からその費用を加害者に請求します。

【参考】
 第三者行為には、自動車事故だけではなく、自転車事故、犬咬傷、船舶事故、喧嘩なども含まれます。
 また、介護施設や障がい者施設内での事故、ゴルフ場での事故、猟銃発砲事故などでも、第三者行為に該当する場合があります。



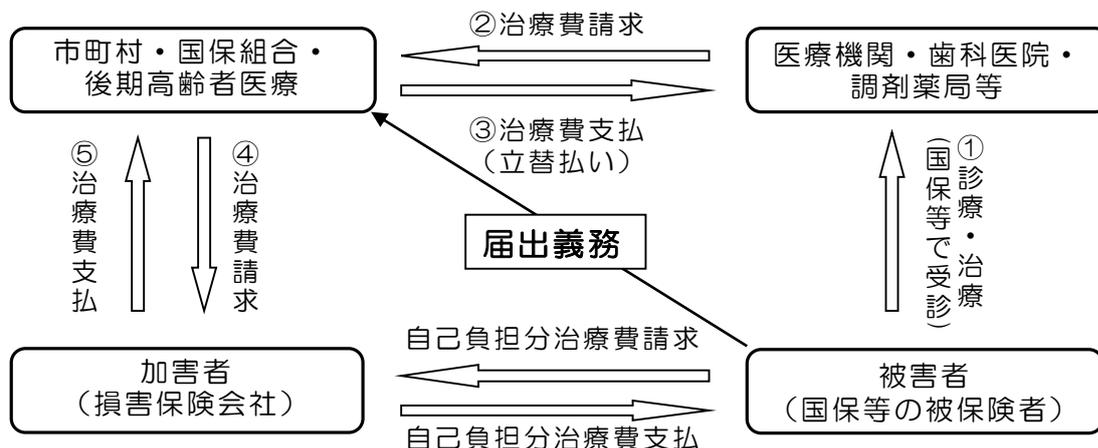
1. 警察に届けましょう

交通事故にあったら、すみやかに警察に届け、「交通事故証明書」を申請します。

2. 医療機関等で受診の際に、国保等を使って治療を受けるとき

- ①交通事故であることを医療機関等の窓口へ申し出てください。

※調剤薬局や整骨院でも同様です。



②ご加入の保険者へ「第三者による被害届（傷病届）」等を提出してください。

※届出義務があります！

＜届出に必要な書類＞

- ・ 第三者行為による被害届（傷病届）
- ・ 交通事故証明書
（物件事故扱いは、人身事故入手不能理由書が必要。）
- ・ 保険証
- ・ 事故発生状況報告書
- ・ 念書
- ・ 誓約書
- ・ 印鑑
- ・ その他必要書類



届出の詳細については、ご自分が加入している保険者の担当窓口へお問い合わせください。



＜注意＞

安易な示談は結ばないようにしてください。

当事者双方で請求しない旨の示談を行えば、加害者に請求できなくなり、保険者の損失になるだけではなく、被害者自身にも負担がかかる場合もあります。必ず事故治療が終了または症状固定した後に示談を行ってください。